

就業規則作成します



～就業規則の作成・見直しをおこなっております～

会社できちんと就業規則を整備していますか？

整備していても『労働基準法を遵守のために作成するもの』、『ひな形就業規則でとりあえず』などと思われている経営者の方がいらっしゃいます。就業規則があっても、内容がせい弱であると大きなリスクをとまいます。

近年、問題社員やローパフォーマーといった、会社にとって非常に頭を悩ませる大きな問題となっています

もし、どうしてもやむを得ず従業員を解雇しなければならないとき、就業規則が整備され、解雇規定を定めてないと解雇を行うことができません。また、労働法改正など、日々法律が変わっております。古い状態のままだと思わぬトラブルが起きることも。。

きちんと整備し運用すれば、就業規則はあなたの会社を守ります。

経営者の理念や思い、会社のルールを就業規則に定めておけば、社員にも伝わり、円滑な会社運営ができます。

就業規則の役割はたいへん重要です。

就業規則に、『経営者の思い』『会社の理念』『働くルール』を定め、社員に理解してもらい正しく運営することで、会社と社員の信頼関係が築け、社員のモチベーションが上がり、業績をアップさせることができます。



会社に合った運用しやすい就業規則を作成いたします。
お気軽にご相談ください。

裏面もどうぞご覧ください。

社員さんのご家族に、

「あなたの会社っていい会社ね！」

って言ってもらえたら素敵じゃないでしょうか？

社員さんが**「どこ勤めてるの？」**って聞かれた時に、

胸を張って答えらえる。

当事務所では、就業規則を作成するにあたって、
様々な立場からものごとをとらえ考察していきます。

「この規程を定めるとどんなことが起こるの？」

なぜしなければならないのか、守ることによってどんな対価が得られるのか？

そんな疑問をひとつひとつ考え、時間をかけて、

会社も社員も納得できるように作成していきます

そのため他の社労士さんよりも作成日数がかかってしまうかもしれません。

また、社長さんとのお話を伺っているうちに、
新たな悩みや問題が浮かび上がってくると思います。
解決法や対処法を導きながら、

会社のビジョン・方向性・社長さんの思いを

就業規則に込めたいと思います。

永井誠社会保険労務士事務所

社会保険労務士 永井 誠

電 話：029-229-1410

住 所：ひたちなか市馬渡3864-3

メール：nagai_sr@icloud.com

w e b：http://nagai-sr.jimdo.com/